

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

○ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告(または市区町村への住民税申告)をすることなしに、ふるさと納税による寄付金控除が受けられる特例制度です。

また、ワンストップ特例制度の場合は、所得税の控除相当額を含め個人住民税からまとめて控除を受けることになります。

○ワンストップ特例の対象者は？

①もともと確定申告(または市区町村への住民税申告)が必要ない給与所得者等である(※1)

②寄付先団体が5団体以内である

(※1) 自営業者の方や、医療費控除等で確定申告をする方は対象となりません

○提出書類

①「申告特例申請書」※裏面の記載例を参考にしてください。

②「個人番号確認の書類」及び「本人確認の書類」※詳細は別紙、添付書類台紙をご確認ください。

【提出先】

〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所 総合政策部総合政策課 宛

【提出期限】 寄附をした年の翌年の1月10日まで

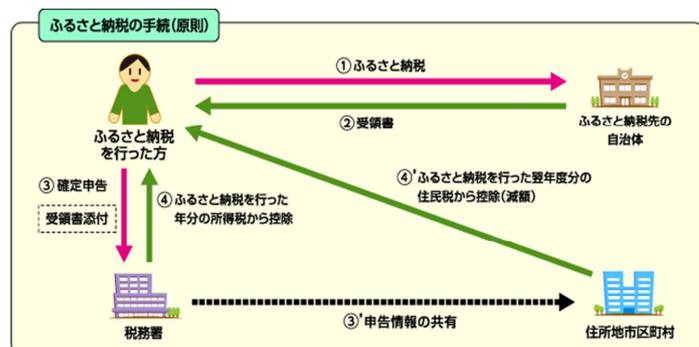
※個人番号は重要な個人情報です。郵送でご提出いただく際は、あくまでもご本人様の責任と負担になりますが、簡易書留等のご利用をお勧めいたします。

☆ご注意ください

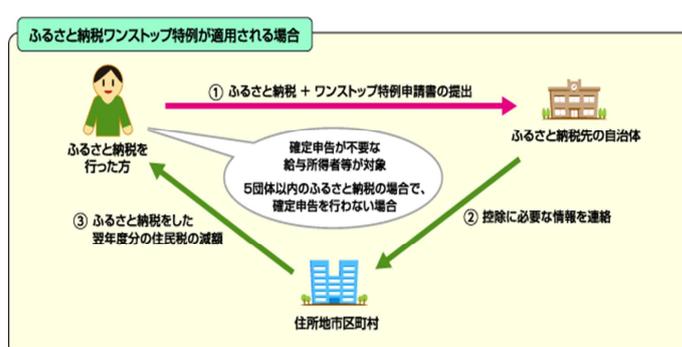
・ワンストップ特例申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5自治体を超える市区町村に申請を行った場合は、**ワンストップ特例の申請は無効**となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

・ワンストップ特例申請後に住所を変更した場合、寄附をした年の翌年の1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

確定申告の場合



ワンストップ特例制度の場合



○担当窓口は、次のとおりです

〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所 総合政策部総合政策課

TEL 01654-32111 FAX 01654-25644



| | | |
|---------------------------------|------|-----------------------|
| 令和 年 月 日 名寄市長 殿 | 整理番号 | |
| 住所 × 道 × 市西 条 南 丁目 × × 番地 | フリガナ | |
| | 氏名 | 名寄 太郎 |
| | 個人番号 | 個人番号(マイナンバー)を記入してください |
| 電話番号 × - × × - × | 性別 | 男 女 |
| | 生年月日 | 明・大 昭・平 . × × . |

太枠内の項目(住所、氏名、個人番号、性別、電話番号、生年月日)をすべて記入
(注)記載内容について年内に変更が生じた場合は申告特例事項変更届出書の提出が必要です

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第17条第1項(第8項)の規定に

基づき、(注)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

は、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

| 寄附年月日 | 寄附金額 |
|------------|----------|
| 令和 × 年 月 日 | 10,000 円 |

2. 申告の特例の適用
申告の特例の適用を受け
び②に該当する場合、そ

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合のみチェックをしてください。

| | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である | <input checked="" type="checkbox"/> |
|--------------------------------------|-------------------------------------|

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定によ

と どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

ワンストップ特例申請で寄附をする自治体数が年間「5自治体」以内であると見込まれる場合のみチェックをしてください。

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-------------------------------------|-------------------------------------|

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

| | | |
|----|---|-------|
| 住所 | | 受付日付印 |
| 氏名 | 殿 | |